



水戸法人会HP

# みと



【提供：茨城県観光物産協会】

## 目次

|                                                        |       |
|--------------------------------------------------------|-------|
| 表紙写真 .....                                             | P 1   |
| 税務署コーナー .....                                          | P 2～3 |
| 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項 .....                            | P 4   |
| 各部会全体会開催される／各地区会総会開催される .....                          | P 5   |
| 3部会合同講演会 .....                                         | P 6   |
| 女性部会 チャリティー募金寄贈式                                       |       |
| 女性部会 水戸まちなかフェスティバルで租税教育活動を実施                           |       |
| ご案内 令和6年度第3回理事会決議 法人会事業における服装について                      |       |
| 青年部会 ちびっ子広場で租税教育活動を実施 .....                            | P 7   |
| 水戸税務署共催 法人税・消費税の申告説明会                                  |       |
| アンケート調査システムPR広告／今後の主な行事予定                              |       |
| 私のオアシスNo.110 .....                                     | P 8   |
| (真空管アンプに癒されて・有エービーアール 秋山 進<br>チルタイム！・富士オフセット印刷㈱ 磯野 昌範) |       |
| 編集後記 広報委員 長谷川 紀子                                       |       |



めざします、企業の繁栄と社会への貢献。

みんなで回覧しましょう。

<https://mitohojinkai.or.jp>



国税に関するご質問・ご相談は

国税庁ホームページで解決！

国税庁 税について調べる



## ① チャットボット（ふたば）に質問する

チャットボット（ふたば）では、次の方法で質問すると、  
AI（人工知能）が自動回答します。

- ・ご質問したいことをメニューから選択
- ・自由に文字で入力



チャットボットは  
こちらから



チャットボット  
(税務職員ふたば)

相談可能税目について

- ・ 所得税 の 確定申告
- ・ インボイス制度
- ・ 年末調整

※「年末調整」の利用可能期間は、10月上旬から翌年1月下旬までとなります。

## ② タックスアンサーを利用する

タックスアンサーでは、国税のよくある質問に対する一般的な  
回答を次の方法で調べることができます。

- ・自分に合った状況から探す（質問形式による検索）
- ・キーワードによる検索
- ・税金の分野ごとに調べる



タックスアンサーは  
こちらから

国税庁ホームページで解決しない場合には、

「国税相談専用ダイヤル」（電話相談）をご利用ください



国税庁 法人番号7000012050002

(R5.10)

## 電話で解決

「電話相談センター」へつながります。

### 国税相談専用ダイヤルへ電話する

0570 - 00 - <sup>コ ク セ イ</sup>5901 (全国一律料金)

受付時間 平日8:30～17:00 (土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。)

※ 令和5年11月1日(水)からご利用できます。

音声案内に沿って、次の「1」～「6」を選択します。  
(確定申告期には、「0」確定申告が追加されます。)

- 「1」 所得税
- 「2」 源泉徴収、年末調整、支払調書
- 「3」 譲渡所得、相続税、贈与税、財産評価
- 「4」 法人税
- 「5」 消費税、印紙税
- 「6」 その他

- ・ 相談内容によっては、所轄の税務署へのご相談をお願いする場合があります。
- ・ 税務署、業務センター室からのお尋ねに関するご質問については、所轄の税務署、業務センター室へお問い合わせください。
- ・ 上記ナビダイヤルにつながらない場合は、**所轄の税務署に電話して音声案内「1」を選択してください**（「電話相談センター」につながります。）。

## 税務署で相談する

税務署での相談は、**事前予約**が必要です。

書類や事実関係を確認する必要がある場合など、チャットボットやタックスアンサー、電話相談センターによる解決が困難な相談については、面接にて相談を受け付けています。

所轄の税務署へ電話して音声案内「2」を選択してください（「税務署」につながります。）。

(確定申告時期の予約については、国税庁HPをご確認ください。)



税務署への電話は  
こちらから



# 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除が創設されました。老後に向けた資産形成を促進する観点から、確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo）の拠出限度額等が引き上げられました。成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出すために、中小企業経営強化税制が拡充されました。国際環境の変化等に対応するため、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置、グローバル・ミニマム課税の法制化、外国人旅行者向け免税制度の見直し等が行われました（令和7年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和7年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の役員就任要件の見直し等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

## 【法人課税】

### 1. 法人税率の軽減措置

| 法人会提言                                                                                                                                                                                     | 改正の概要                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・ 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。<br>また、中小法人に適用される軽減税率まで引き上げることのないよう配慮すること。 | ・ 中小法人に適用される軽減税率の特例15%について、次の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。<br>イ 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%に引き上げられました。<br>ロ 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されました。 |

### 2. 中小企業投資促進税制

| 法人会提言                                                                                     | 改正の概要                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| ・ 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。 | ・ 中小企業投資促進税制について、「みなし大企業」の判定における大規模法人の範囲が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。 |

### 3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

| 法人会提言                                                                                        | 改正の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・ 「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画」に係る固定資産税特例等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。 | ・ 中小企業経営強化税制<br>特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることを見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備（機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの）が追加されたほか、所要の見直しが行われた上で、適用期限が2年間延長されました。<br>・ 先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例<br>雇用者給与等支給額の引き上げ方針を先端設備等導入計画に位置付け、従業員に表明した場合、対象資産の課税標準が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。 |

### 4. 企業版ふるさと納税の適用期限延長

| 法人会提言                                                                                        | 改正の概要                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・ 平成28年度に創設された企業版ふるさと納税については、地方創生にも資する制度であり、寄付件数等も年々増加していること等を踏まえ、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。 | ・ 寄附活用事業を実施した認定地方公共団体が、寄附活用事業の完了の時及び各会計年度終了の時に、寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面を内閣総理大臣に提出しなければならないこととする等の措置が講じられることを前提に、適用期限が3年間延長されました。 |

## 【事業承継税制】

### 相続税、贈与税の納税猶予制度

| 法人会提言                                                                                                                                                                     | 改正の概要                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| ・ 令和6年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末日まで2年間延長されたが、制度の適用期限（令和9年12月末日）は延長されなかった。贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。 | ・ 法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、「贈与の直前において特例認定贈与承継会社の役員等であること」に見直されました。 |

## 【その他】

### 「年収の壁」への対応策

| 法人会提言                                                                                                                                                                                         | 改正の概要                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・ 配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。 | ・ 所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が10万円引き上がり、58万円となりました（年収200万円以下は37万円上乗せ）。<br>なお、2年間に限り、年収に応じて基礎控除に上乗せする措置が講じられます（上乗せ額は④年収200万円超475万円以下は30万円⑤475万円超665万円以下は10万円⑥665万円超850万円以下は5万円）。<br>・ 給与所得控除の最低保障額について、10万円引き上がり、65万円となりました。 |

## 各部会全体会開催される

新しい年度となった4月、水戸法人会青年部会、女性部会、税務経理研究部会の全体会が行われました。それぞれの部会で事業報告並びに収支決算報告に関する審議が行われました。

事業報告の中では、青年部会では「租税教室」、女性部会では「税に関する絵はがきコンクール」、税務経理研究部会では「経理担当者向け実務セミナー」等の主要な事業について部会役員が中心となり遂行したと報告しました。

また、今年度は役員改選の年であり、全ての部会で新しい部会長が就任いたしました。

全体会には来賓として水戸税務署の幹部の方々も臨席され、藤井修副署長から祝辞をいただきました。



水戸税務署 藤井 修 副署長      税経部会 川崎 努 新部会長      青年部会 磯野 昌範 新部会長      女性部会 中村 友美 新部会長

| 部 会      | 日 程          | 会 場             |
|----------|--------------|-----------------|
| 税務経理研究部会 | 令和7年4月11日(金) | ホテルレイクビュー水戸     |
| 青年部会     | 令和7年4月23日(水) | ホテル・ザ・ウエストヒルズ水戸 |
| 女性部会     | 令和7年4月25日(金) | 茨城県産業会館         |

## 各地区会総会開催される

4月24日(木)に大洗地区会の総会が開催され、その後、記載の日程で各地区会の総会が行われました。

各地区会の総会議案は滞りなく進行され、「令和6年度事業報告並びに収支決算報告承認に関する件」、「令和7年度事業計画並びに収支予算報告に関する件」は満場異議なく承認可決されました。

| 地 区 会  | 日 程          | 会 場          |
|--------|--------------|--------------|
| 大洗地区会  | 令和7年4月24日(木) | 大洗町商工会館      |
| 小美玉地区会 | 令和7年5月2日(金)  | 小美玉市商工会館     |
| 茨城地区会  | 令和7年5月7日(水)  | 茨城町商工会館      |
| 城里地区会  | 令和7年5月8日(木)  | コミュニティセンター城里 |
| 笠間地区会  | 令和7年5月9日(金)  | 笠間市商工会館本所    |

**期限内納付のための  
納税資金の積立てをお願いします！**

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

**消費税には  
申告・納付期限※1  
があります。**

**申告・納付には  
e-Taxが  
利用できます。**

**個人事業者の方は振替納税も  
利用できます。**

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、2割特例を適用できません。

※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

| 直前の課税期間の<br>確定消費税額※3 | 申告・納付回数              |
|----------------------|----------------------|
| 4,800万円超             | 年12回(確定申告1回、中間申告11回) |
| 400万円超4,800万円以下      | 年4回(確定申告1回、中間申告3回)   |
| 48万円超400万円以下         | 年2回(確定申告1回、中間申告1回)   |
| 48万円以下               | 年1回(確定申告1回、中間申告不要)※5 |

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。



## 3部会合同講演会



講師の  
久保井 朝美氏

水戸法人会の青年部会・女性部会・税務経理研究部会が主催する「3部会合同講演会」が3月14日(金)にホテルレイクビュー水戸で開催され44名が参加しました。講師は気象予報士の久保井 朝美氏にお願いし、「異常気象・気象災害から身を守る」という

テーマで講演をいただきました。

当日は日常生活や気象災害時に役に立つ知識をわかりやすく紹介いただきました。



## 女性部会 水戸まちなかフェスティバルで 租税教育活動を実施



5月3日(土)に水戸まちなかフェスティバルが水戸市国道50号で開催され、水戸法人会女性部会が租税教育活動(税金クイズ)を実施いたしました。

税金クイズを回答した方には、法人会のノベルティグッズやお菓子、玩具等を配付いたしました。クイズの問題は子供用から大人用まで揃えており、参加者からは「勉強になりました」「税金への理解が深まりました」等のお声をいただきました。

## 女性部会 チャリティー募金寄贈式

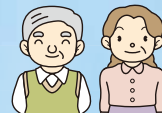


寄贈式の様子

水戸法人会女性部会は3月28日(金)、水戸市社会福祉協議会に13万5,000円を寄贈しました。こちらは、昨年12月に水戸京成ホテルで行われた水戸税務署長講演会の際に募ったチャリティー募金です。

贈呈式を水戸市赤塚の同協議会で行われ、沼田部会長は「ひとり親世帯や生活が困窮している子育て世帯や、子ども食堂の支援につなげてほしい」とあいさつし、目録を渡しました。

## ご案内



通年ノーネクタイで  
ご参加ください

## 令和6年度第3回理事会決議 法人会事業における服装について

水戸法人会では、これまではクールビスと称して夏季期間を中心に、上着・ネクタイの着用をしない対応を奨励していましたが、令和7年4月以降は、年間を通じて服装に関する慣例を緩和することが理事会で決議されました。

具体的には、水戸法人会事業における服装について、上着やネクタイ等の着用は原則自由とし、各自の判断にお任せすることとなります。

今後はこちらの内容をご留意のうえ、法人会事業にご参加ください。



## 青年部会 ちびっ子広場で租税教育活動を実施



5月18日(日)に第50回ちびっ子広場が千波公園ふれあい広場で開催され、水戸法人会青年部会が租税教育活動(税金クイズ)を実施しました。こちらは子供たちへ「税の大切さを知ってほしい」という主旨があり、クイズを通して税金の役割や意義を参加者に分かりやすくお伝えしました。

当日は大盛況で、用意した300個の記念品を午前中で全て配付することができました。

## 水戸税務署共催 法人税・消費税の申告説明会



講師の水戸税務署  
田邊賢志  
上席国税調査官

5月19日(月)に茨城県市町村会館において法人税・消費税の申告説明会を水戸税務署との共催で開催し22名が参加しました。講師には水戸税務署の田邊上席国税調査官をお願いし、決算事業所を対象に、決算から申告に対するポイントについて解説いただきました。

説明会の後半では、同署の定延広報官に申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しについて、吉江上席国税徴収官にキャッシュレス納付関係についてそれぞれ解説いただきました。

この説明会は法人会の会員でない事業所も多数参加されるので、説明会前には会員加入促進運動を行いました。



挨拶をする組織委員会  
坂場英利 委員長

### 法人会会員の皆様

# 法人会アンケート調査システム 新規登録

## 法人会アンケート調査システム 新規登録方法

➤ まずは全法連ホームページにアクセス！

### パソコンで登録

- ① 全国法人会総連合のホームページにアクセスする

法人会

- ② トップページ右側、アンケート調査システムのバナーをクリックする

経営者の声を反映する  
法人会アンケート  
調査システム

### スマートフォンで登録

下記のQRコードを読み込みます



## 主な行事予定 (令和7年6月1日～令和7年8月31日)

| 月 日   | 行 事 内 容 ( 会 場 )             | 月 日   | 行 事 内 容 ( 会 場 )             |
|-------|-----------------------------|-------|-----------------------------|
| 6月2日  | 理事会 水戸京成ホテル                 | 8月21日 | 3級簿記セミナー① 茨城県産業会館           |
| 6月4日  | 税務研修会 茨城県市町村会館              | 8月25日 | 生活習慣病健診 ザ・ヒロサワ・シティ会館        |
| 6月19日 | 定時総会 水戸プラザホテル               | 8月26日 | 3級簿記セミナー② 茨城県産業会館           |
| 7月25日 | 税務経理実務講座第1講座<br>ホテルレイクビュー水戸 | 8月26日 | 税務経理実務講座第2講座<br>ホテルレイクビュー水戸 |
|       |                             | 8月28日 | 3級簿記セミナー③ 茨城県産業会館           |

※予定は変更・追加になる場合があります。その他会員向けスケジュール及び詳細はホームページの「会員専用」ページに掲載されております。



## 真空管アンプに癒されて



オーディオ機器やテレビのメーカー修理代行を行います。活動エリアは、水戸を拠点に茨城県全域です。平成元年に、オーディオメーカー修理代行店3人により法人化を行い有限会社エーブイアールとして活動しております。

修理技術に自信はあるものの、税務は素人、そこで水戸法人会の税務経理研究部会の存在を知り、早速入会し、セミナーに参加し、決算までは自社内で行える会社になりました。業績の把握もしやすくなり、税経部会の存在には感謝しかありません。

私の癒しの時間は、自作の真空管アンプで、音楽を聴くこと。真空管独特の音色は、本当に癒されます、不思議な世界です。

毎週末は季節を感じながらの、千波湖周辺や逆川緑地周辺をウォーキングしております。古いオーディオ、復活させてみませんか。懐かしい音の響きは、きっと癒させるでしょう。

(有)エーブイアール 秋山 進

機関誌 法人みと 第212号 令和7年6月1日発行

発行所  公益社団法人水戸法人会

〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14F

電話 水戸 (029) 227-1302

FAX 水戸 (029) 225-3336

URL <https://mitohojinkai.or.jp>

E-mail [mitoho@s3.dion.ne.jp](mailto:mitoho@s3.dion.ne.jp)

発行部数 4,300部



数年前、妻がインドでインストラクターの資格を取得したのをきっかけに始めたインド古典ヨガ。

当初はフィットネスのようなものを想像していた私でしたが、その奥深さは意外なもの。

呼吸と動作を丁寧に合わせることの難しさ、日常で当たり前にしている呼吸がいかに浅いかを実感。そして続けるうちに、できなかったポーズができるようになり、気づくと体型にも嬉しい変化が！

ヨガ中の自分の感情を見つめる時間、意識と無意識の狭間、心と身体が調和された瞬間に感じる心地よさは別格。そして何より、終わったあとのリフレッシュ感がとても好き。

ストレスが多いとされる現代社会の中で、そんなチルタイムは今では欠かせない大切な“私のオアシス”である。

富士オフセット印刷(株) 磯野 昌 範

## 編集後記

連休明けの出勤日、早朝の小雨を受けて、木々の緑が生き生きとしています。日に輝く新緑に心が洗われ元気づけられます。特に今年の新緑は鮮やかで印象的です。

季節はめぐりますが、すべてのものは移り変わり来年の若葉も同じ新芽とは違います。世情が変わり、会社に於いても、同じ顔ぶれの時期が年々短くなっています。

人材不足が続く悩む日々、参加した法人会の講演会等で税の知識や経営に有益な情報を数多く知り得ました。

水戸地区会第7ブロックと広報委員会では異業種の経営者の方々との交流も楽しく有意義な時を過ごさせて頂きました。

お世話になった法人会の皆さまに感謝を申し上げます。

広報委員 長谷川 紀子

